

議案第 67 号 浦添市総合計画条例に関する附帯決議

このことについて、下記のとおり求める。

記

1. 市長は、総合計画の策定及び変更に際して、議会又は議会各所管委員会が必要と認めるときは、策定及び変更の進捗状況や内容等について議会又は議会各所管委員会に説明すること。
2. 市長は、策定した総合計画の達成度や施策の効果等について、適時、適切に評価を行うとともに、評価結果について速やかに公表すること。

以上、議決する。

令和 2 年 10 月 1 日

浦添市議会